

新技術と労働法－人工知能と人間社会に関する懇談会－

神戸大学大学院法学研究科 大内伸哉

*新しい技術に、どのようなスタンスで臨むべきか？

- ・技術の発達には、利点（効率性、利便性）と問題点（技能の陳腐化による失業）あり
- ・現代の「IT, AI, Robotics」（新技術）にみられる特徴は、発達スピードの速さ
- ・最大の問題点である失業の回避は、人材の再配置（産業間移動、企業間移動、企業内異動）で実現可能？＝過去の成功体験あり（産業革命やME革命などでも雇用は減少せず）⇒ But **現代の技術発展は急速で、人材の再配置では対処困難＋生産効率を高めるが雇用を増やさない**＝楽観的なシナリオは危険
- ・ただ現代版ラダイト運動もダメ：技術の発達は**グローバル**に生じる（鎖国は無理）。
- ・加えて、日本社会の直面する未曾有の**少子高齢化**（→労働力人口の減少）のもとらす問題に対処するためにも、新技術の活用は必要

*労働法の前提となる働き方の変化（仕事の内容、やり方、編成が変わる）

[原モデル] **工場制機械工業**での従属労働モデル＝場所的拘束性、時間的拘束性、指揮命令関係が特徴⇒従属労働保護のための労働法の誕生⇒工場以外での労働集約型生産に拡大⇒「**従属労働**」が労働法による保護の標準モデルに

[変化] 技術の発達⇒生産過程の効率化（単純化と省力化）

単純化⇒非正社員の増加の背景⇒格差問題（過渡的）

省力化（とくにロボットやコンピュータによる代替）⇒労働力をより**知的創造的な仕事**に向けることができる（指揮命令関係の希薄化）

- ・ITのインパクト⇒**場所・時間・指揮命令による拘束を希薄化**＝自由な働き方（**テレワーク**）：同時に移動弱者（高齢、障害、育児・介護期、地方在住等）の就労機会増
- ・ITを活用した産業⇒スマート経済（オンデマンド経済、3D印刷等）：企業主導（大量生産）型から消費者主導へ⇒事業場（工場等）不要⇒脱労働集約型生産（自営的就労）
- ・産業のIT化＋AI化⇒すべての産業でAIやロボットを利用⇒脱労働社会？

*労働法上の課題

・**規制再編**

- ①**自由で創造的な働き方への対応**⇒従属労働を前提とした労働法制の改革(WCE等)
 - ②産業構造の転換に対応⇒**人材の流動化**のための政策が必要（解雇改革等）
 - ③新たな**セーフティネット論**（所得保障中心から、「**転職力**」向上中心に）⇒専門的人材の養成／マッチングの促進：将来的には、脱労働社会に備えよ
- ・近い将来には、**自営（非従属）的就労**がメインストリームに
技能の企業内育成の困難化⇒正社員の終焉⇒組織から契約へ⇒脱労働集約⇒「職人（プロ）」型への変化＝産業革命以前の状況へ⇒労働法の危機
 - ・**根本的見直し-自営的就労と労働法-**
従属的でない者は、労働者ではない（保護の対象ではない）し、保護の必要性がない（自己責任論）⇒しかし、それでよいか？
労働法による労働者保護自体が、人々を従属労働（雇用）に過剰に誘導？
自営的就労の経済への影響に着目し、政策的に育成するためのサポートがあつてよい：現実にニーズあり（契約リテラシー、セーフティネットなど）

*教育の問題

- ・自営的就労は他に依存しない自立的な働き方⇒「**自立力**」の基礎を与える教育は必要
- ・国民の適職に従事し幸福を追求する権利（**キャリア権**）⇒政府はこれに応える責務
- ・情報収集（Information）、分析（Analysis）、行動（Action）が重要（IAA）
- ・Actionの前提は国民の**意識改革**(AIは知的労働も含め現在のjobの大半を消滅させる)⇒10代の若者に対する教育の責任は重大